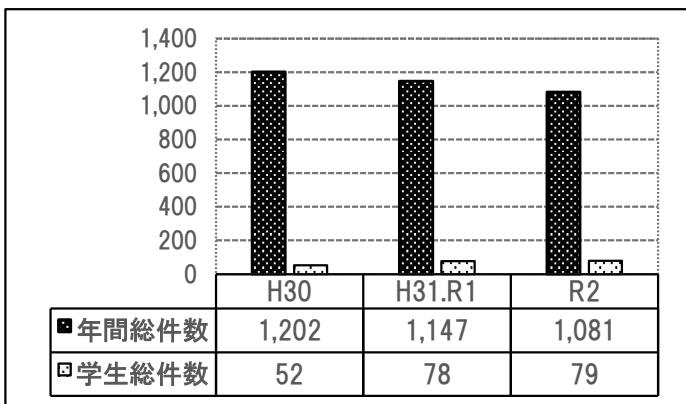


消費生活センターニュース 第20号

消費者トラブル注意報



【図1】草津市相談件数



消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と、その中でも小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。その割合は、全体の相談件数の5%前後で、令和2年度は7%と増加傾向にあります。

社会経験の乏しい若者がSNS上で、「簡単に

収入が得られる」と投資商法や情報商材、マルチ商法等の勧誘にあい、消費者金融で借金をしてまで契約してしまったが、思ったように稼げないので解約したいとの相談が目立ってきました。

契約は口約束でも成立します。また、一旦結んだ契約は一方的には解除できません。契約をする際は、契約の条件や返品は可能か、中途解約できるかなどをしっかり確認することが大切です。「必ず儲かる」などのうまい話を鵜呑みにせず、慎重な行動を心がけましょう。

【図2】は、令和2年度でセンターが支援し、あっせん（33件）あるいは助言（23件）等で取り戻した金額を示しています。56件のセンターのあっせん・助言等での取戻金額は約6,317万円となりました。

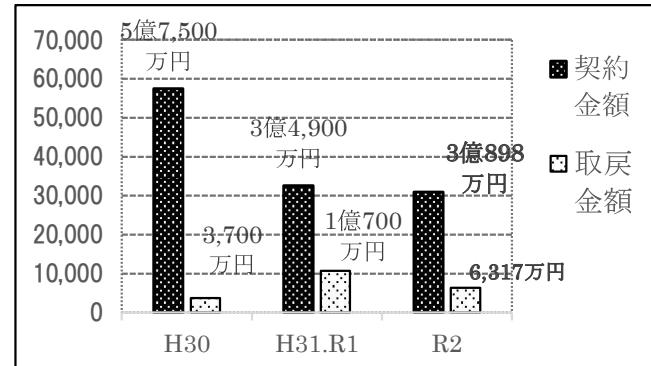
上半期の契約総額が3億898万円でしたので、契約金額全体の20%をセンターが支援し取り戻しました。しかしながら、最近の消費者被害は、SNS上の契約が多く、即時決済取引の場合は取り戻すことが難しいため、電子マネーや現金、銀行振込などで支払う時には、詐欺の疑いがないか等をしっかり確かめることが大切です。



中学校消費者教育授業風景



【図2】契約金額と取戻し金額



昨年上半期は、コロナ禍の影響で出前講座や5月の消費者月間イベント等が開催できず大変残念でしたが、後半は老上中学校と玉川中学校の3年生に消費者教育の時間をいただけました。

令和4年度には成人年齢が18歳になることもあります、若年層のトラブルの実例や弁護士の解説に耳を傾ける生徒さんが印象的でした。

消費生活センターの役割や契約についての知識を、クイズや替え歌、ロールプレイングなどを交え楽しく授業ができました（左写真）。